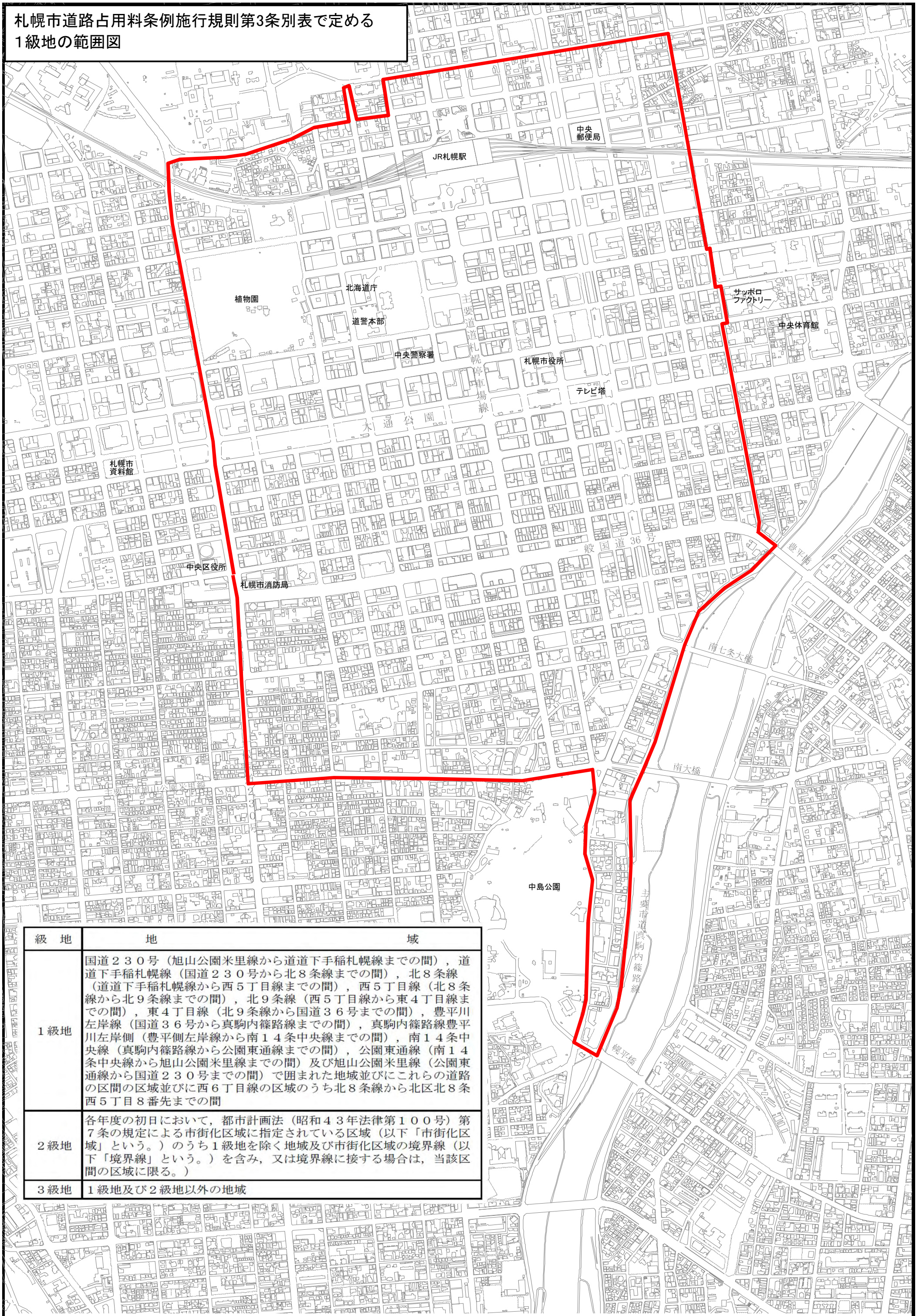


札幌市道路占用料条例施行規則第3条別表で定める
1級地の範囲図



級地	地	域
1級地	国道230号(旭山公園米里線から道道下手稲札幌線までの間), 道道下手稲札幌線(国道230号から北8条線までの間), 北8条線(道道下手稲札幌線から西5丁目線までの間), 西5丁目線(北8条線から北9条線までの間), 北9条線(西5丁目線から東4丁目線までの間), 東4丁目線(北9条線から国道36号までの間), 豊平川左岸線(国道36号から真駒内篠路線までの間), 真駒内篠路線豊平川左岸側(豊平側左岸線から南14条中央線までの間), 南14条中央線(真駒内篠路線から公園東通線までの間), 公園東通線(南14条中央線から旭山公園米里線までの間)及び旭山公園米里線(公園東通線から国道230号までの間)で囲まれた地域並びにこれらの道路の区間の区域並びに西6丁目線の区域のうち北8条線から北9条線西5丁目8番先までの間	
2級地	各年度の初日において, 都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条の規定による市街化区域に指定されている区域(以下「市街化区域」という。)のうち1級地を除く地域及び市街化区域の境界線(以下「境界線」という。)を含み, 又は境界線に接する場合は, 当該区間の区域に限る。	
3級地	1級地及び2級地以外の地域	